

# 海外の医療機関などを受診した場合の医療費の請求方法について



海外で病気やケガをし、治療を受けた場合、組合員証の使用はできません。一旦窓口で医療費全額を支払っていただき、後日、公立共済に「療養費」として請求をすると、窓口で支払った額の一部が給付金という形で組合員に支給されます。

請求に必要な書類

- 1 療養費等請求書(用紙No.療養1)  
※ 請求書は受診者ごと、暦月ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに作成してください。
- 2 領収書など医療費を支払ったことが分かる書類(原本)
- 3 診療内容明細書・領収明細書(用紙No.療養5および5-2)または(用紙No.療養6および5-2)  
※ 治療を受けた海外の医療機関で作成してもらってください。
- 4 2および3の邦訳を裏面に、または別紙で付してください。なお邦訳には翻訳した方の住所・氏名を記載し、押印してください(組合員本人が翻訳しても構いません。)
- 5 海外に渡航した事実を証明する書類(旅券の顔写真部分と査証ページの写しなど)
- 6 同意書(海外療養費)(用紙No.療養5-3)

上記の書類を揃え、所属所(原籍校)の共済事務担当者へ提出してください。

※ 診療内容が不明なもの、税金、文書料、翻訳料等は支給対象外です。

※ 日本国内で保険適用とされている診療に限ります。また、療養目的で渡航した場合は支給対象外です。

## Q&A

**Q1** 任意の海外傷害保険に加入しております。医療機関を受診したので、任意保険へ請求していますが、公立学校共済組合にも、療養費の請求はできるのでしょうか？

**A1** 公立共済は、健康保険組合のため、個人的に保険などに加入していても、療養費の請求ができます。会計時に医療費を支払う必要のないキャッシュレス保険の場合は、領収書の代わりに「保険会社が発行する、病院への支払額が確認できる書類」を添付してください。

**Q2** 病院に支払った際の領収書を一部紛失してしまいましたが、金額は医師が領収明細書に記載しています。紛失した分も請求して良いのでしょうか？

**A2** 医師が認めた診療内容に基づく金額であることは領収明細書などにより判断できますが、支払い済みであるかどうかということは判断できないため、請求することができません。

**Q3** 実際に支払った医療費と比べ、給付額がかなり少ないのですが間違いではありませんか？

**A3** 海外と同様の療養を日本国内で受けた場合により算定した金額(A)と海外で実際に負担した金額(B)を比較し、(A)、(B)のいずれか低い金額を基に給付割合に応じた額を支給しております。海外での医療費は、日本国内よりも高額となるケース(特に歯科)が多く見受けられます。そのため、公立共済からの給付金では十分に補てんできないことがありますので、ご注意ください。

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎03-5320-6827